

第3次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）

（令和4年度～令和8年度）

宮古島市教育委員会

令和4年4月

はじめに

現在社会においては、人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化し、その技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れた Society 5.0時代が到来しつつあります。「超スマート社会」と名付けられた Society 5.0はサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会とされています。また、社会の在り方もこれまでとは「非連続性」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつあります。

このような急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

宮古島市は、時代の潮流や国の教育の動向を鑑み、教育基本理念として、「郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで主体性、創造性、国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興」を掲げ、本市の教育振興・発展を目指し3つの柱で教育目標を示し、さらに「超スマート社会（Society 5.0）を心豊かでたくましく生きる主体性、創造性、国際性に溢れた明るい子」を目指す子ども像（はぐくみたい資質・能力）として決めました。

一方、本市の課題に目を向けると、ライフスタイルの多様化等に伴う地域社会における人間関係の希薄化、旧町村部等から中心市街地への人口流出による小規模校の増加、特別な支援を要する児童生徒や福祉の支援を要する家庭の増加など、様々な要因が複雑に絡んだ諸課題があります。また、市民の学習ニーズに対応した生涯学習の振興、社会教育関連施設の整理・充実、地域文化の保存・継承、環境保全など、新しい課題もあります。

そこで、宮古島市教育委員会は、国や県の教育振興基本計画等を参酌しながら、地域社会、市民、教育機関の要請・課題に応えるとともに、本市の教育目標の実現ならびに教育振興・発展を期するため、本第3次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）を策定しました。

本計画に基づき、宮古島市の教育の充実・発展に邁進して参りますので、今後とも市民の皆様のご理解とご協力をいただきたく、お願い申し上げます。

宮古島市教育委員会

目 次

第1章	計画策定の基本的な考え方	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
第2章	教育の目標	2
1	基本理念	2
2	教育の目標	2
3	宮古島市の子ども像（はぐくみたい豊かな心・資質・能力）	3
第3章	宮古島市の教育の現状と課題	4
第4章	各課の施策	5
第1節	学校教育	5
1	基本方針	5
2	確かな学力の向上の推進	6
3	豊かな心を育む教育の推進	7
4	健やかな体の育成を図る教育の推進	8
5	地域と共にある学校づくりの推進	9
6	教職員の資質・能力の向上	10
7	課題を抱える児童生徒の社会自立に向けた支援体制の充実	10
8	共生社会の形成を目指したインクルーシブ教育の推進	11
第2節	社会教育	13
1	基本方針	13
2	社会教育の推進と生涯学習の振興	13
3	青少年健全育成	14
4	市立図書館活用の推進	14
第3節	スポーツ振興	16
1	基本方針	16
2	生涯スポーツの推進	16
3	競技スポーツの充実	16
第4節	文化振興	18
1	基本方針	18
2	文化活動の充実強化	18
3	文化財の保存と活用	19

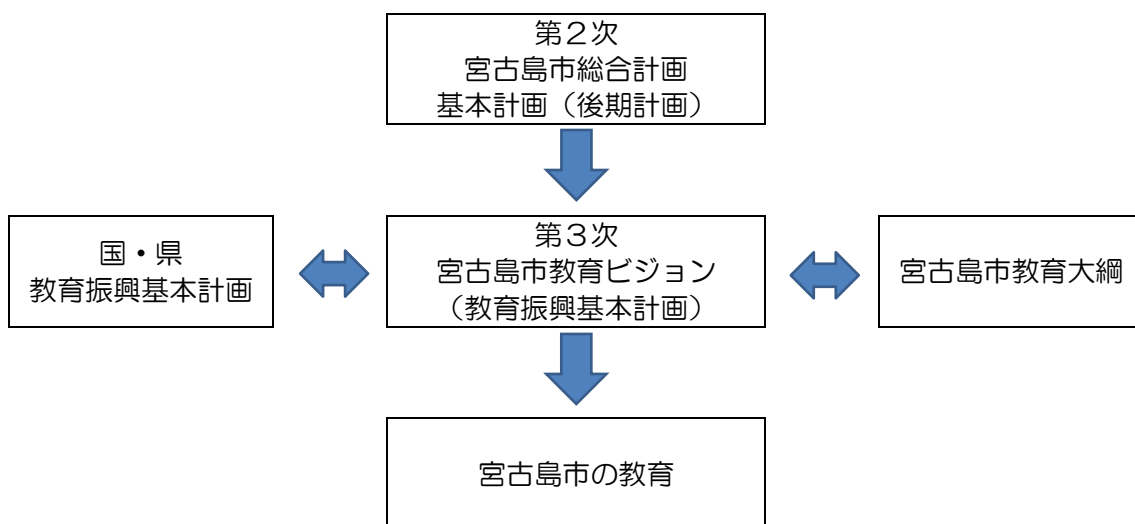
4 博物館活動の推進.....	20
第5節 教育行政の充実・強化.....	21
1 基本方針.....	21
2 教育委員会の活性化.....	21
3 組織・体制の見直し.....	22
各分野の目標値.....	23
資料編.....	26
資料編1 宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）について（諮問）.....	26
資料編2 宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）について（答申）.....	27
資料編3 宮古島市教育ビジョン検討委員会規則.....	28
資料編4 宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）検討委員会名簿.....	30

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

宮古島市教育委員会は、平成29年度に策定した「第2次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）（平成29年度～平成33年度）」、平成30年度に策定した「宮古島市教育大綱（平成30年度～平成33年度）」において、「郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで創造性・社会性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興」を基本理念として教育施策に取り組んできたところです。

宮古島市は令和4年3月に「第2次宮古島市総合計画（平成29年度～平成38年度）基本計画（後期計画）」を策定しました。そこで、宮古島市教育委員会は、基本計画との整合性を図り、第2次宮古島市教育ビジョンの検証を行うとともに、本市教育行政の更なる発展に取り組むことを目的に「第3次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）（令和4年度～令和8年度）」を策定します。



2 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

第2章 教育の目標

1 基本理念

第2次宮古島市総合計画では、島づくりの基本理念として「心かよう夢と希望に満ちた島宮古～みんなで創る 結いの島～」を掲げ、6つの基本目標を設定しています。その中で教育・文化については、「子どもたちが笑顔にあふれ活力と郷土愛に満ちた宮古」として設定されています。

第2次宮古島市総合計画における島づくりの基本理念や基本目標、宮古島市教育大綱、沖縄県教育振興計画の基本理念を参酌し、第3次教育ビジョン（令和4年度～令和8年度）では、「郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで主体性、創造性、国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興」を基本理念として教育の振興を図ります。

2 教育の目標

宮古島市教育委員会では、「郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで主体性、創造性、国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興」を基本理念とし、次に挙げる3つの目標を柱として実現に向け取り組みます。

- 学校・家庭・地域が一体となり、ふるさとに誇りを持ち心豊かでたくましい人材を育成する。
- 「確かな学力」をはぐくみ、宮古島の未来の担い手として時代に対応できる主体性・創造性・国際性に溢れる人材を育成する。
- 市民の学習ニーズの多様化・高度化に応える生涯学習の実現を目指す。

3 宮古島市の子ども像（はぐくみたい豊かな心・資質・能力）

宮古島の教育の基本理念や教育目標を踏まえ、『宮古の自然や文化に誇りを持ち、超スマート社会（Society 5.0）を心豊かにたくましく生きる主体性、創造性、国際性に溢れた明るい子』を目指す子ども像として、以下の資質・能力等の育成に取り組みます。

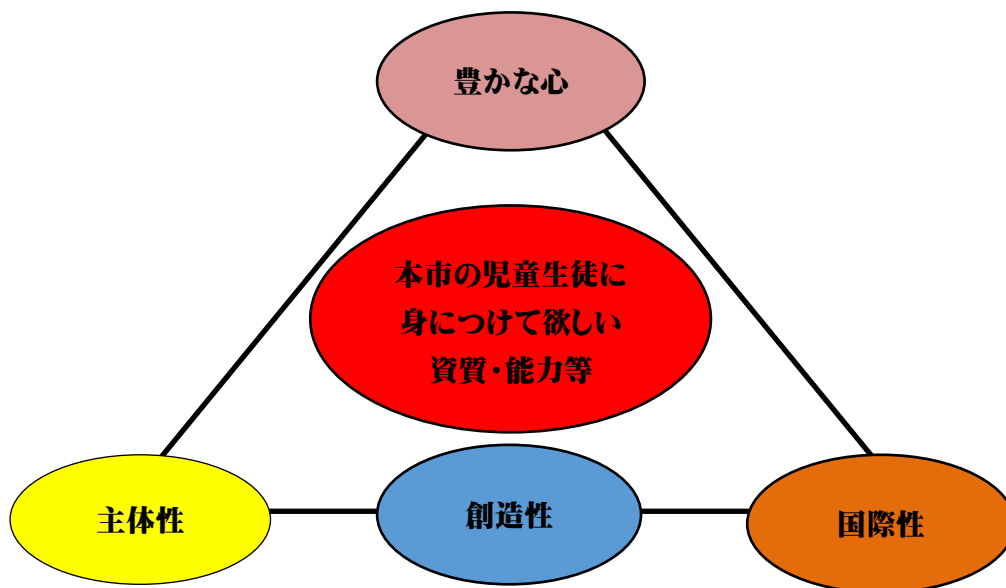
宮古島市の子ども像（はぐくみたい豊かな心・資質・能力）

<豊かな心>

- 自己肯定感・自己有用感、生命を尊重する心、自他を思いやる心、郷土を愛し、郷土の自然や美しいものに感動する心、正義感、公正さを重んずる心など

<資質・能力>

- 主体性の要素（自ら考え判断・決断する力、責任感をもって実行する力等）
- 創造性の要素（感性、直感力、柔軟性、表現力、想像力等）
- 国際性の要素（コミュニケーション力、異文化理解・協調・共生等）



第3章 宮古島の教育の現状と課題

グローバル化は我々の社会に多様性をもたらし、また、急速な情報化や技術革新は人間生活を質的にも変化させつつあります。こうした社会的変化の影響が、身近な生活も含め社会のあらゆる領域に及んでいる中で、教育の在り方も新たな事態に直面していることは明らかです。

本市においては、少子化に伴う小規模校の増加、特別な支援を要する児童生徒や貧困・ヤングケアラー、福祉的支援を要する児童生徒の増加など、学校教育だけでは解決できない課題が山積しています。

幼児教育については、社会状況の変化等により生活体験、自然体験など、直接体験が不足し、語彙数や基本的な技能等が身につけていない状況などの課題があり、これらの状況の改善を図っていくことが必要です。また、今後予想される変化の激しい社会を生き抜く力の育成のため、幼児期から児童期への子どもの発達や学びの連続性を保障し、教育の質を高めていくことが求められており、接続期のカリキュラムの作成、幼児教育施設及び小学校との交流等の充実に向け、積極的に取り組んでいくことが重要です。

小中学校においては、学力向上は継続的かつ最重要課題であり、これまで全国学力学習状況調査の平均正答率など数値で示すことができるものを指標に、取り組みの成果を検証してきました。しかしながら、社会の変化の加速度が増し、複雑で予測困難な時代に立ち向かうため求められる資質・能力として、数値で表しにくい非認知能力の重要性も問われています。そのため、子ども達にこれらの能力を育ていけるよう、確かな学力の育成を目指すとともに、本市の将来を担っていく子ども達に必要な主体性、創造性、国際性等の資質・能力の育成に向けて取り組むことが重要です。

社会教育においては、市民の生活様式や価値観が多様化する中で、生涯学習への需要も多様化・高度化してきており、市民一人ひとりが生き生きと輝く社会の実現を目指して、充実した生涯学習環境の構築が求められています。

宮古島市は、スポーツアイランドとして健康な島づくりを目指し、その基礎となる市民スポーツの振興に取り組んでおり、市の体育施設利用状況も増加しています。今後も市長部局やスポーツ関係団体との連携を密にし、生涯スポーツ推進体制の整備や施設の充実を図ることで、市民の健康増進に寄与することが求められています。

第4章 各課の施策

第1節 学校教育

1 基本方針

たくましい身体をもち、高い知性と徳性を身につけ、広い視野と豊かな想像力を有する人間性豊かな幼児児童生徒の育成を目指します。

学校教育においては、予測困難な時代の到来や社会の急激な変化に対応するため、大きな変革期を迎えています。平成29年4月に告示された新学習指導要領において、目標や内容、方法が示され、幼稚園では令和元年、小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から全面実施されました。「より良い学校教育を通じてより良い社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携協働しながら新しい時代に求められる資質・能力を育む理念のもと、「社会に開かれた教育課程の実現」が求められています。

離島県である沖縄、宮古島においては、これまでも幾多の困難な時代を乗り越え、島を発展させてきた歴史的な経験があります。その経験の中から生まれた「命どう宝」「ユイマール」「アララガマ」「博愛の心」といった教訓や精神性は、先人達からさまざまな場面で伝えられ、大切にされてきました。今後、予測困難とされる時代においても、伝えられてきた教訓や精神性は島で育つ子ども達に身につけてほしい普遍的な力として大切にしながら、地域や学校の教育活動を推進します。

本市の学校教育の方向性として、国や県の示す指針及び第2次宮古島市総合計画の施策等を参酌し、求められる教育課題について本市の学校現場の状況を踏まえて、時代性、地域性、課題性を持って、「確かな学力の向上の推進」「豊かな心を育む教育の推進」「健やかな体の育成を図る教育の推進」「地域と共にある学校づくりの推進」「教職員の資質・能力の向上」「課題を抱える児童生徒の社会的自立に向けた支援体制の充実」「共生社会の形成を目指したインクルーシブ教育の推進」の7つの課題について重点施策の推進に取り組みます。

(1) めざす子どものすがた

- ① どのような局面でも自他の生命を大切にし、行動できる子ども
(命どう宝：身を守る力、自他を大切にする力)
- ② 困難なことにも、逞しい身体と粘り強さをもって乗り越える子ども
(アララガマ：粘り強い力、忍耐力)
- ③ 生活の中で課題を持ち、仲間と協働的に学び課題解決できる子ども
(ユイマール：共に助け合う力、協働する力、共生する力)
- ④ 異質な文化や多様性を認め、豊かな感性と創造力を有する人間性豊かな子ども
(博愛の心：異質な他者を認める力、多様性を受け入れる力)

(2) めざす学校のすがた

- ① こどもを主体とした安全、安心して楽しく通える学校
- ② 学びやすい環境を整え、豊かでうるおいのある学校
- ③ 地域、保護者と課題を共有し、連携・協働する学校

(3) めざす先生のすがた

- ① 明るく健康で感性豊かな先生
- ② 広い視野をもち、子どもに寄り添う先生
- ③ 自ら学び続け、主体性と創造性を持った先生

2 確かな学力の向上の推進

現状と課題

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領が全面実施され、一人ひとりの子どもたちが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる資質・能力を育成することが求められています。

本市においては、幼児教育と小学校教育の円滑な接続が重要な課題です。そのため、幼児期から児童期への子どもの発達や学びの連続性を保障し、教育の質を高めていくことを目指し、接続期のカリキュラムの作成、幼児教育施設と小学校の交流の充実等に積極的に取り組んでいくことが必要です。各園等において、「幼児期の終わりまでに育て欲しい姿」を踏まえ指導の充実を図ろうとする意欲の高まりを維持しつつ、さらに、園全体で日々の指導のねらいを共通理解し、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連を持ちながらねらいの達成に向かうように指導体制を確立し、組織的・計画的な保育実践の一層の充実を図り、小学校へつないでいくことが求められています。

小中学校においては、「主体的・対話的で深い学び」の実現にむけ、授業の改善に取り組む学校が増加しましたが、一部の教員には知識・技能の習得に重きを置き、「教師主導」の授業実践から脱却できない状況も見られます。全国学力学習状況調査では、児童生徒の「言語能力」、「思考・判断・表現」「学び方」などに落ち込みが見られることから、「主体的・対話的で深い学び」の実現にむけ、授業改善に一層取り組んでいくことが必要です。また、学校が抱える課題も複雑化・困難化しているため、学校と社会が連携し、「社会に開かれた教育課程」を目指した学校教育の改善・充実を生み出す「カリキュラムマネジメント」の実現を目指す必要があります。さらには、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成を目指すべく、GIGA スクール構想の推進、キャリア教育の推進等が求められています。

GIGA スクール構想については、令和3年度から本格実施し、授業におけるICT 機器活用

をさらに推進します。しかし、使うことが目的化しないように、構想実現が教職員にとっては授業改善、児童生徒にとっては学習の基盤となる情報活用能力の育成につながるよう留意することが重要です。

重点施策

- (1) 学校・地域の特色を活かした魅力ある学校づくりによる幼児児童生徒の資質・能力の育成
 - 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進に取り組みます。
 - 学校グランドデザインによる、教育課程の改善・充実を目指した教科横断的な「カリキュラムマネジメント」による学校改善の推進に取り組みます。
- (2) 保幼小協働でのカリキュラム作成によるスムーズな幼小接続及び幼児教育の推進
 - 保幼小連携プロジェクト及び保幼小エリア連絡会による円滑な幼小接続の推進に取り組みます。
 - 幼児教育施設での公開保育ならびに小学校での授業参観の実施による幼児教育の推進に取り組みます。
- (3) 教員の授業改善、児童生徒の情報活用能力の向上をめざした GIGA スクール構想の推進
 - 児童生徒の個別最適な学びを確立するため、ハード・ソフト両面での環境整備の充実を図ります。
 - 教職員に対して、教育の情報化に関する研修会を実施し、教員の ICT 指導力の向上を図り、授業における ICT 活用促進につなげます。

※保幼小 … 保育園、幼稚園、こども園、小学校の頭文字をとったもの。

3 豊かな心を育む教育の推進

現状と課題

宮古島の将来を担う幼児児童生徒の子ども像を目指して、主体性・創造性・国際性に係る資質・能力の育成が求められます。豊かな心を育む学校教育の要として、道徳教育の充実が挙げられます。道徳教育の課題として、「読み物資料の心情理解」や「学年が進むにつれ児童生徒が表面的な学び」になる傾向があります。また、子ども達のいじめが増加傾向にあり、不登校問題や学力低下にも影響が生じています。

新学習指導要領の実施に伴い、多面的・多角的な視点から考える機会を設ける指導法の工夫により、児童生徒自らが主体的に学びに取り組み、多様な価値観について、考え議論する道徳教育に向けた質的改善が求められています。そのために、道徳教育と体験的な学習と結びつけた教科横断的な視点でのカリキュラムマネジメントにより、豊かな心を育成する必

要があります。

さらに、多様な価値観を持つ子どもの育成に向けて、人権教育・平和教育・国際理解教育を充実させることが必要であり、ひいては豊かな心の育成につなげることが重要です。

重点施策

(1) 豊かな心を育む道德教育の充実

- 道德科における「考え議論する道德」に向けた授業改善を推進します。
- 道德科に関するカリキュラムマネジメントの実現します。

(2) 多様な価値観を持つ子どもの育成

- 自己理解・他者理解につながる人権教育・平和教育を推進します。
- グローバルな視野を広げる国際理解教育を推進します。

4 健やかな体の育成を図る教育の推進

現状と課題

本市における児童生徒の健康については、肥満率の高さが特に課題となっています。生き生きとした健康的な学校生活や家庭生活、社会生活を営むためには、家庭と連携し基本的な生活習慣の確立に向けた指導の充実が必要です。加えて、生涯にわたる心身の健康の保持・増進には体育・スポーツは重要であることから、幼児期から運動習慣の基盤づくりをすすめ、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る必要があります。子ども達が、自発的・自主的な活動を通して積極的に運動に親しめるよう、指導の工夫・改善を図り、運動部活動の活性化ならびに体力の向上を図る取り組みを推進します。

令和2年から現在にかけて、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大により、感染症対策が日常化し生活様式も変化しています。気候変動や地震、津波等による災害も地球上で起きた出来事が遠く離れた宮古島まで押し寄せる現象も現実として起こっており、災害対策や身を守る行動も資質・能力として身につける必要があります。また、中高生における望まない妊娠や性に関する課題等も挙げられます。感染症対策や災害対策、性に関する課題等を含めた保健・安全教育の充実が新たな時代において求められます。

重点施策

(1) 日常的に運動に親しむ習慣・環境づくりの推進（運動部活動、スポーツ少年団等）

- 一校一運動の取り組みを推進します。
- 体力テスト・泳力調査等による実態把握と課題に応じた体力向上の取り組みを推進します。

(2) 基本的生活習慣の確立に向けた取り組みの推進

- 「早寝・早起き・朝ごはん」をはじめとした基本的生活習慣の確立の取り組みを推進

します。

- 食育・生活習慣学習教材の活用を推進します。(沖縄県副読本「ちゃーがんじゅう、くわっちーさびら」等)
- (3) 保健・安全教育の充実の推進
 - 性に関する学習会の取り組みを推進します。(思春期講座)
 - 各学校における災害を想定した避難訓練等、安全教育の取り組みを推進します。

5 地域と共にある学校づくりの推進

現状と課題

新指導要領においては「より良い学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念のもと、学校と地域が連携と協働により「社会に開かれた教育課程」を実現することが重要視されています。

本市は、少子高齢化による地域の過疎化に加えて、地域の歴史、伝統、文化の継承や自然環境の保全等に課題があり、地域においては「学校を核とした地域づくり」が求められます。あわせて、第2次宮古島市教育ビジョンの目指す子ども像に「宮古の自然や文化に誇りを持ち」と示されていますが、引き続き、地域のことを知り発信できる子どもを育成することが教育に求められています。それを実現するには、学校の学びが地域社会及び多様な職業とつながること、学校の学びが地域社会と往還するという仕組みづくりが重要です。また、その実現によって、子どもの将来を見据えたキャリア発達がより期待できます。

学校と地域が互いの課題解決のため連携と協働することで、地域総ぐるみで豊かに生きる力を育む必要があります。そういう地域とのつながりを保持できるよう、地域と共にある学校づくりを推進します。

※キャリア発達 … 社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程。

重点施策

- (1) コミュニティスクール(学校運営協議会制度)を導入の推進
 - 地域総ぐるみで子どもを育てる視点で「学校運営協議会制度」を活用し、「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組みます。
 - 学校課題について家庭、地域と協働して解決すると共に、地域資源を有効に活用し、持続可能な開発目標(SDGs)に向けて一体となって取り組みます。
- (2) 家庭、地域と連携・協働したキャリア教育の推進
 - 教育活動全体を通してキャリア教育を促す取り組みと小中高12年間の学びの足跡

をつなぐ「キャリアパスポート」活用の推進に取り組みます。

- 地域活動への参加、職場見学や職場体験を通して、学ぶことと社会との接続を意識させ、社会的、職業的自立に向けてキャリア発達を支援します。

6 教職員の資質・能力の向上

現状と課題

教職員が心身共に健康であることは、児童生徒の教育活動においても大きな影響を与えることから、教職員の働き方改革が求められています。沖縄県の教職員は、全国と比較して病休率及び休職率が高く、本市においても全国平均より病休（特に精神疾患による）取得者の割合が高い状況にあります。教職員のワーク・ライフ・バランスを実現し、心身の健康を保ちながら業務の効率化を図り、活力ある教育活動を展開するために、労働環境の充実・活性化に努め、生活の安定と福祉の向上に努める事が必要です。

また、子どもたちの資質・能力を育むため、教職員自身も主体的に学び続ける存在でなければなりません。本市は、離島地区であるため、他地区での研修会に参加する機会が少ないことが課題となっており、更なる研修の機会の創出が必要です。そのため、県内外の教職員との教育実践に関する交流・共有や学校現場に直結する教育課題についての研修の充実により、教職員の資質・能力を向上させることが大切です。本市では、市立教育研究所を中心として、長期研究員の研修事業や研究指定校等の研究成果普及、連携大学等の協力による研修など多岐にわたる事業を充実させることで、教職員の資質・能力の向上を推進していきます。

重点施策

- (1) 働き方改革を推進し子どもの教育に専念できる取り組みの推進
 - 働き方改革推進プランを策定し、業務の改善・効率化を図ります。
 - 学校支援員等の配置を拡充し、教職員の負担軽減に努めます。
 - 保健師及び産業医による教職員のメンタルケアを含めた学校の衛生管理体制の充実を図り、安心して働ける環境づくりに取り組みます。
- (2) 教職員の学び続ける資質・能力の向上
 - 教育研究所事業の充実を図り、研究成果の波及を推進します。
 - 連携大学や外部教育機関と連携した研修事業を推進します。

7 課題を抱える児童生徒の社会自立に向けた支援体制の充実

現状と課題

貧困・ヤングケアラーなど、支援が必要な家庭環境、SNS・ゲーム依存等が原因となって不登校等の課題を抱える児童生徒が増加しています。生徒指導関連事業（スクールソーシャ

ルワーカーや問題行動等学習支援員の配置、教育相談室や適応指導教室等の活用推進による児童生徒や家庭の社会自立に向けた支援は、重要です。今後も生徒指導関連事業を継続・充実させ、学校、関係機関と情報連携・行動連携を図りながら、問題行動等の未然防止、早期発見、早期解決に取り組み、誰一人取り残さない支援体制を推進していきます。

重点施策

- (1) 生徒指導関連事業を展開し、課題を抱える児童生徒の自立支援の充実
 - 生徒指導の4つの視点（規範意識の醸成・自己存在感の感受・共感的人間関係の育成・自己決定の場の提供）を生かした、授業や行事等の取り組みを推進します。
 - スクールソーシャルワーカー、問題行動等学習支援員を配置し、学校、関係機関との連携を図ります。
 - 児童生徒が安心できる居場所（校内自立支援室・教育相談室・適応指導教室等）の積極的な活用を推進します。
- (2) いじめ、不登校等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応の体制構築
 - 児童会や生徒会活動を活性化して、子ども達が主体となる取り組みを推進します。
 - 毎月の問題行動等調査による、問題行動の未然防止、早期発見、早期解決の取り組みを継続します。
 - 支援を要する児童生徒へのICTを活用した支援の取り組みを推進します。

8 共生社会の形成を目指したインクルーシブ教育の推進

現状と課題

困難さを抱える子どもへの理解や支援の必要性が浸透したことにより、特別な支援を必要とする児童生徒が増加しています。早期からの見取りと切れ目のない支援が重要視されており、多様な学びの場の提供や誰もがわかりやすいユニバーサルデザインの授業、個別支援の充実が求められています。

また、年齢、性別、国籍や価値観の多様性を認めるダイバーシティの考え方も広がっており、インクルーシブ教育の推進により、誰一人取り残さない教育がより必要となっています。

※ダイバーシティ… 多様性(diversity)。ここでは、一人ひとりの人間がもつ個性、違いを認め合う意味を含む。

※インクルーシブ教育… 障がいの有無にかかわらず共に学ぶ教育。インクルーシブ(inclusive)は「すべてを含んだ」、「包括した」という意味の形容詞。

重点施策

- (1) 特別支援教育の連続性のある指導の充実と適切な学びの場の決定に向けた就学支援

の充実

- 保幼小中高の関係職員の情報連携や幼小接続に係る情報交換シート、本市独自の個別の支援計画をもとに確実な接続を行い、早期からの切れ目のない支援の取り組みを推進します。
 - 教育支援委員会をはじめとする特別支援教育体制の充実を図り、連続性のある多様な学びの場として、特別支援学級、通級指導教室等の環境整備、特別支援教育支援員の配置等の人的整備の充実に取り組みます。
- (2) 子どもの多様なニーズ（困り感）に応じた指導の充実
- ユニバーサルデザインの視点での授業の推進や、困り感を持つ児童生徒への ICT 等を活用した個に応じた学びの提供に必要な指導者研修の充実に取り組みます。
 - あらゆる個性や価値観を尊重するダイバーシティ教育の推進を図り、ジェンダーフリー（男女混合名簿や制服の選択制等）校則の見直し等を推進します。
 - 運動療育を活用した、特別支援教育指導員の派遣プログラムの充実に取り組みます。

第2節 社会教育

1 基本方針

市民の生涯にわたる学習活動を推進するため、生涯学習の視点に立って学校教育、家庭教育、社会教育の相互の連携を図りつつ、市民の学習ニーズに応じた生涯各期における多様な学習機会を提供するとともに、社会教育施設、設備の充実や社会教育指導者の養成・確保等、社会教育活動の充実と生涯学習の振興を図ります。

令和2年（2020年）から全世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会教育施設の休館、閉鎖など各分野での活動が制限され、学びや生活は大きな影響を受けました。新型コロナウイルス感染症への対応など、社会が劇的に変化する一方、オンラインによる学習など、新たなテクノロジーを活用した学び方が進みました。社会が大きく変化する中において「今後より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人ひとりがより豊かな人生を送ることができる持続可能な社会づくり」を進めるためには、「様々な主体がそれぞれの立場から主体的に取り組むこと」が必要であり、情報通信技術（ICT）も最大限活用しつつ、一人ひとりが生涯にわたって学び続けることが一層重要となります。

学びを通じ、持続可能な開発目標（SDGs）や社会的包摂の実現を目指すとともに、高齢者から若者まで、すべての市民に活躍の場があり、すべての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことができる社会を目指します。

核家族化・少子化など家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安をもつ保護者の増加など家庭の教育力の低下が指摘されています。そうした中、本市においても少年による飲酒、喫煙、深夜はいかいなど不良行為少年の補導が見受けられます。今後も継続して家庭、地域、学校と連携を密にし、問題行動の未然防止、早期対応、早期解決に取り組む必要があります。

2 社会教育の推進と生涯学習の振興

現状と課題

国際化や情報化の進展に伴い、市民の学習ニーズも多様化、高度化するなど、市民の学習意欲が新たな高まりを見せるなか、個人、団体等による自主的な学習活動が盛んに行われています。

今後も、市民の学習機会の拡充に努めるとともに、「いつでも、どこでも、だれでも」学習でき、その成果が適切に評価、活用される機会・場の創設を図り、市民の多様な学習ニーズを満たす取り組みが必要です。

また、自発的な学習活動を支援するため、生涯学習指導者登録制度（リーダーバンク）の活用に向け周知活動を展開するとともに、新たな地域人材の発掘・強化を図り、市民が高い満足度と充実感を持って社会生活が送れるような生涯学習の実現に努める必要があります。

重点施策

- (1) 「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる機会の創出、ならびに市民の多様な学習ニーズを満たす取り組みの推進
- (2) 生涯学習の普及、啓発のための市民の学習成果発表の場の創出
- (3) 青少年団体、婦人団体、PTA等社会教育団体の育成援助および活動促進
- (4) 生涯学習指導者登録制度（リーダーバンク）の活用に向け、周知活動の展開と新たな地域人材の発掘・強化
- (5) 生涯学習の拠点施設となる「未来創造センター（中央公民館）」を中心とした更なる生涯学習の充実

3 青少年健全育成

現状と課題

本市においては、少年少女の補導件数は減少傾向にありますが、未だに飲酒、喫煙、深夜はいかいによる補導が見受けられ、更には SNS を介したトラブルから犯罪に巻き込まれるケースもあります。

これらの問題には、都市化、少子化、核家族化など、ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、地域における人間関係の希薄化や、家庭・地域社会の教育力の低下といった社会状況の変化も関係しています。家庭・学校・地域との情報共有や行動連携の強化を図り、問題行動の未然防止、早期対応、早期解決に取り組むなど、青少年の健全育成に努めることが重要です。

重点施策

- (1) 家庭・学校・地域間の情報共有・行動連携を基盤にした問題行動の未然防止、早期対応、早期解決による青少年の健全育成
- (2) リーダーバンクを活用した体験活動（勉強会、スポーツ・文化活動）や放課後子ども教室などの充実
- (3) 青少年の諸課題解決に向けた青少年問題協議会の活動強化、ならびに関係行政機関・家庭・地域・学校関係者の連携強化
- (4) 社会教育団体（青少年団体、婦人団体、PTA等）の研修会を通じた指導者の資質の向上ならびに活動促進

4 市立図書館活用の推進

現状と課題

市立図書館は、これまで図書資料の収集・保存・提供を中心に運営してきました。令和元年8月には、図書館と中央公民館の持つ機能の効果を相乗的に発揮できる複合施設として「宮古島市未来創造センター」が開館し、また令和2年には老朽化が課題となっていた移動図書館車輛2台が新たに整備され、これまで以上に市民の生涯学習支援施設としての役割が期待されています。今後は、子どもから高齢者まで誰でも気軽に利用でき、生涯学習や地域の課題解決に役立つ「暮らしの中の図書館」を目指し、図書資料の充実を図るとともに、電子図書館の導入など、市民のニーズに応じた新たな図書館サービスに取り組んでまいります。

重点施策

- (1) 市民の多様な学習ニーズに応える図書資料とサービスの充実
- (2) 図書館遠隔地住民や視覚障がい者、学校教育に役立つ電子図書館を導入
- (3) 図書館利用者拡大に向けた図書館に親しむイベントの実施
- (4) 「市立図書館と学校図書館の連携強化」ならびに「家庭・地域における読み聞かせ活動の支援による子どもの読書活動推進」
- (5) 市ホームページやSNSを活用した図書館資料や利用等についての情報発信

第3節 スポーツ振興

1 基本方針

すべての市民が気軽にスポーツに親しむ環境づくりと健康の保持・増進及び体力向上を目指します。

宮古島市においては、体育施設として、合併前の旧市町村ごとに整備された陸上競技場や体育館、野球場等の類似施設が多くありますが、その一方で老朽化した施設の維持管理が大きな課題となっています。そのため、体育施設の充実を図るとともに指定管理者制度を含めた既存施設の有効活用においても年次的・計画的な取り組みが必要となっています。

今後は、体育施設の充実を図りながら市民のスポーツに対するニーズに応じた指導者の育成や派遣などの支援を行い、スポーツアイランドとしての環境づくりを整えていきます。

2 生涯スポーツの推進

現状と課題

本市は、年間を通して温暖な気候にあり、豊富なスポーツ施設を有していることから、市民が気軽にスポーツに親しめる環境にあります。また、市民の体力向上と健康増進を図るため各種スポーツ教室などが開催されています。

スポーツは、地域の一体感や活力の醸成、心身の健康の保持・増進など、重要な役割を果たすとされており、本市においても、近年の健康志向の高まりにより「自ら運動する意識」が県平均を上回る状況にあります。

一方で、運動しない子どもの割合が全国平均より高くなっており、今後、運動をしている子どもとの間で体力差が生じる「運動・体力の二極化」が進むことが危惧されます。

重点施策

- (1) 個人の体力や年齢に応じて気軽に実践できる生涯（軽）スポーツの普及・発展
- (2) スポーツ指導者の育成と各種スポーツ教室・講習会の充実
- (3) スポーツ施設の計画的・効率的な整備と施設の有効活用
- (4) 総合型地域スポーツクラブの発展や市民一人ひとりのスポーツニーズに応じた活動の充実

3 競技スポーツの充実

現状と課題

各競技とも協会・連盟が地域の底辺拡大と競技力の向上を目指し、大会を年次計画で実施しています。また、サークルやスポーツ少年団も定期的に活動を行っています。

今後は更に各競技の指導者育成の充実及び活用が必要となっています。

重点施策

- (1) 指導者育成講習会の充実と県大会の受け入れ体制の強化
- (2) 各競技団体等へ講師（アドバイザー）を招聘し講習会及び実技指導の推進
- (3) リーダーバンクに登録されている人材やスポーツ推進委員の活用推進
- (4) 各種スポーツ団体の活動支援及び競技者の拡大と競技力の向上
- (5) 全国・県大会レベルで活躍できるアスリートの育成

第4節 文化振興

1 基本方針

市民文化の向上を図るため、芸術文化活動を推進し、郷土文化や文化財、新たな地域文化の振興を目指します。

本市は、地域ごとに特性のある文化を有しており、その多様性が本市の魅力となり、「地域を愛する心」を育むものとなっています。

各地域においては、市民主体による地域文化をかしたイベント等も開催されており、市民の地域文化への関心は高まっています。また、総合博物館では、史資料と情報を集積し、展示会や学習支援を通して広く活用されており、宮古郷土史研究会や宮古野鳥の会など、数多くの団体と連携し文化活動を活発に展開しています。今後は、文化活動に参加する市民の底辺拡大と関係団体への支援強化を図りながら、創造性豊かな魅力溢れる地域づくりに向け、芸術文化の振興に取り組むことが求められています。

具体的には、市民文化の向上と、創造発展を図るため、関係団体の育成や連携強化に努めるとともに、心身の成長期にある児童・生徒にすぐれた芸術を鑑賞する機会を提供し、豊かな創造性と情操の育成を図るため、芸術文化活動を推進する必要があります。また、市民一人ひとりが地域の自然、歴史、文化を大切にすることを育み、市民が等しく、郷土文化に触れ、文化に対する理解や関心を深めるとともに、新たな地域文化の振興と推進に努める必要があります。

2 文化活動の充実強化

現状と課題

本市は離島圏域のさらに離島に位置し、都市部と比較して芸術文化に接する機会が少ない状況にあります。こうした中、市は文化団体や各種事業の実行委員会等と連動し、市民総合文化祭や文化ホール（まていだ市民劇場）を活用した各種文化事業に取り組んでいます。

今後は、若年層から高齢者まで幅広く、市民の関心や要求に応えた文化活動の実施を図る必要があります。

また、文化活動に参加する市民の拡大と関係団体への支援強化を図るとともに、子どもたちの学習の場としても活力溢れる地域づくりに向け、市民ニーズにあった文化活動を推進し、優れた芸術文化に触れる機会の充実や新たな文化を創造することが必要です。

重点施策

- (1) 市民が実施する「変化する社会の情勢に対応した芸術文化」への効果的な支援
- (2) 子どもたちが方言に触れる取り組みや伝統文化の継承の支援
- (3) 宮古島市文化ホールの市民に身近な文化拠点施設としての活用と機能の維持・強化。

(4) 多彩な文化芸術活動に取り組む団体等への支援及び新たな自主事業の方向性の検討。

3 文化財の保存と活用

現状と課題

近年、土地開発が活発に展開されており、開発によって埋蔵文化財や天然記念物の生息域の毀損・消失・減少が見られます。また、「宮古馬」を種として保存していくため繁殖計画を策定し、飼育場の整備、後継者の育成、活用にむけた馴致・調教を行っていく必要性があります。

宮古島市内には、164件の国・県・市指定文化財が所在します。これまで文化財 web 公開システムの充実化やパンフレットの作成、各史跡への説明板の設置、文化講座や展示会などを展開し利活用を図っていますが、文化財の適切な管理、保護が重要な課題となっています。また、国指定重要無形文化財「宮古上布」の技術を継承していくためにも、原材料となる芋麻績あまひの技術を広めるとともに、芋麻系あまひの生産量の増加が求められています。

民俗文化財等の保存・継承については、市街地への人口流出や少子高齢化などの社会環境の変化に伴い、地域においては、若者の減少や祭祀を司る人材不足が懸念され、有形・無形の民俗文化財や民俗行事などの存続が危惧されています。

今後は、関係機関と連携を図り、貴重な天然記念物生息域の保護対策を推進するとともに、文化財の調査研究、保存管理・整備及び伝承者の養成に努め、新たな文化財の指定や保存・伝承について、市民の文化財愛護思想の普及・高揚を図る必要があります。

※芋麻績あまひ…芋麻あまひ（イラクサ科の多年草で、ちょま、カラムシとも言う）から繊維を取り出し芋麻系あまひを績ひむ（撚り繋ぐ）こと。草である芋麻も、糸である芋麻系も、宮古では「ひー」という。

重点施策

- (1) 天然記念物の保護対策の継続、「宮古馬」の繁殖計画、飼育環境の整備、後継者の育成、宮古馬の馴致・調教による積極的な保存・活用
- (2) 国指定名勝・天然記念物「八重干瀬」のさらなる保全・活用
- (3) 国指定重要無形文化財である宮古上布に関する技能後継者の育成事業推進、宮古上布の魅力発信
- (4) 宮古島市の歴史と文化の記録保存と市民への周知を目的とした市史編さん事業の実施
- (5) 文化財の保存や修復、周辺環境整備の推進による市民が文化財にふれる利便性向上
- (6) 宮古島市歴史文化資料館を中心とした、郷土の歴史・文化への理解を深めるための

- 文化財資料の展示・公開などの利活用推進
(7) 文化財散策冊子『綾道』を活用した文化財の魅力発信

※馴致^{しゅんち}…人になれさせること。

4 博物館活動の推進

現状と課題

市民や地域・各種団体が博物館に求めるニーズは多様化・高度化しており、各分野の専門的知識を有した学芸員の確保が必要です。また、既存の施設は老朽化が進んでいるほか、収蔵品の増加に伴う保管スペースや紫外線対策、照明設備、害虫対策など展示品や収蔵品の適切な保存管理に支障が生じていることから、施設の充実強化が課題となっています。

今後は、史資料の収集・保存、調査研究、展示公開等、博物館活動の基盤の強化を図るとともに、地域住民の学習の場及び文化活動の拠点としての博物館づくりに、より一層取り組む必要があります。

重点施策

- (1) 収蔵品や展示品等の充実、適正管理及び施設の充実強化
- (2) インターネットを利用した情報発信による博物館の活用促進
- (3) 学芸員の確保・人材育成による調査研究関係者や来館者の受け入れ体制の充実
- (4) 地域住民の学習の場及び文化活動の拠点となる新宮古島市総合博物館（仮称）の建設検討

第5節 教育行政の充実・強化

1 基本方針

本市の教育理念「郷土の自然と文化に誇りをもち、心豊かで主体性、創造性、国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興」の実現に向け、住民の教育行政に対するニーズを的確に把握し、迅速かつ計画的な教育課題に取り組みます。

グローバル化の進展、絶え間ない技術革新等により、社会構造等が急速に変化する中、幼稚園教育要領、学習指導要領が改訂されるとともに、「令和の『日本型学校教育』中央教育審議会答申」が出され学校教育も大きな転換期を迎えています。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う GIGA スクール構想（児童生徒向けの一人一台端末と、最大容量の通信ネットワークの整備）の推進、学校における働き方改革等、直面する課題への早急な対応が求められています。

このような教育を取りまく社会情勢の中で、本市においては、少子高齢化、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした人間関係の希薄化、貧困家庭の増加に伴う福祉の支援を要する児童生徒の増加、特別な支援を要する児童生徒の増加、様々な要因が複雑に絡んだ諸課題が山積しています。また、市民の学習ニーズに対応した生涯学習の振興、教育関連施設の整理・充実、地域文化の保存・継承に加え、八重干瀬の更なる保全・活用に向けての取組など新しい課題もあります。

そのため、今後は本市の教育理念に沿った教育課題の解決に向けて、主体性のある教育行政を展開し、教育委員会の活性化を促進します。

また、方針に基づいた効率的な施策の迅速な実施に向けて専門職を配置するなど、組織力の強化に取り組みます。

2 教育委員会の活性化

現状と課題

本市教育委員会は、定例会や臨時会等で、教育行政に関わる方針等の決定を行っています。会議は原則公開となっており、マスコミ報道によって市民への情報公開がなされています。また、会議で議論された内容は教育委員会の広報誌に、会議録等はホームページで公開しています。しかしながら、教育委員会の組織がどのようなものであるのかや、どのような取り組みを行っているのかに対する市民の理解・周知が十分ではないことが課題となっています。

一方、市民の意見やニーズを反映した教育施策の展開を望む声が高まっている中、本市教育の基本理念や目標に沿った施策決定に向けて教育委員会の積極的な取り組みが求められます。そのため、定例会や臨時会など活発な議論の機会を確保し、適切な意思決定を行うための研修会や勉強会、協議会等の実施により、教育委員会の活性化を図る必要があります。

さらには、生涯学習の振興や市民スポーツの振興等、市長部局との連携強化を図り、より効果的に施策を推進することも課題となっています。

重点施策

- (1) 教育委員会ホームページの更新や広報誌の発行、教育委員会会議の公開等による広報広聴活動推進
- (2) 教育委員や事務局職員の資質向上と教育課題への迅速な対応の強化
- (3) 積極的な学校訪問を通じた小中学校との連携強化
- (4) 市長と教育委員会で構成される総合教育会議を活用した連携強化
- (5) 事務事業の点検・評価の充実による効率的な行政運営

3 組織・体制の見直し

現状と課題

教育委員会では、市内各地に点在するスポーツ施設や社会教育施設の維持管理と適切な運営が課題となっています。施設の中には、整備されてからかなりの年数が経過、老朽化が進んでおり、今後、更新を検討しなければならない施設も多くあります。

これらの施設の計画的な更新や統廃合を進めていく中において、職員の削減が進められており、各施設の管理に係る職員数の適正化、施設の更新や統廃合に向けた業務に携わる職員の確保など、課題解決に向けた組織体制の全体的な見直しが求められます。

また、教育に対する住民ニーズが多様化、高度化する中で効率的な教育行政の運営に向けて専門的に高度な知識や技能を有する専門職員の配置による事務局体制の強化が必要となっています。

重点施策

- (1) 指定管理者制度の導入検討
- (2) 更新時期が到来する建物等に関する類似施設の統廃合も含めた検討
- (3) 公民館施設の連携強化、管理運営の効率化、組織体制の見直しについての検討
- (4) 効率的な教育行政の運営に向けた、事務局全体の組織・体制の見直し検討
- (5) 社会教育主事・学芸員・司書等の専門的な職員の配置強化、職員の資質向上
- (6) 幼稚園の規模適正化と適正な教職員数の確保

各分野の目標値

ここでは、施策項目について、直近の実績値（令和2年度または令和3年度）と目標値（令和8年度）に区分し、数値で示しました。目標達成に向けて取り組んでまいります。ただし、各施設については、本来ならば直近の実績値を記載するところですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業については、令和元年度の数値を用いております。

第4章第1節 学校教育

確かな学力の向上の推進

No.	目標値を設定する項目	実績値	目標値
1	全国学力・学習状況調査の全国との比較（解答に対する粘り強さ：市/全国）	小(73.5P/80.6P) 中(56.8P/65.8P)	全国平均
2	各エリア連絡会における保幼小の連携した公開保育・授業の実施	0% (令和2年度)	100% (令和8年度)
3	ICT活用に関する取組状況アンケート（沖縄県教育委員会）	未実施	レベル3以上の学校が8割以上 (令和8年度)
4	情報活用能力調査（文部科学省）	未実施	全国平均並み (令和8年度)

豊かな心を育む教育の推進

5	クラスづくりのための質問調査（hiper-QU）による前・後期の尺度比較（要支援群の出現率の低下を検証）	未実施	出現率10%以下 (令和8年度)
---	--	-----	---------------------

健やかな体の育成を図る教育の推進

6	一校一運動実施率	小：87% 中：72% (令和2年度)	小：100% 中：100% (令和8年度)
7	健康づくり副読本活用率	小：81% 中：54% (令和2年度)	小：100% 中：100% (令和8年度)
8	児童生徒の肥満率の減少		県平均並み (令和8年度)

地域と共にある学校づくりの推進

9	コミュニティスクール導入校の割合	0% (令和2年度)	100% (令和8年度)
---	------------------	---------------	-----------------

教職員の資質・能力の向上

10	研修事業等の事後アンケートにおいて、研修意欲の向上に関する質問に肯定的な回答をする教員の割合	未実施	100% (令和8年度)
11	全国学力・学習状況調査 学校質問紙より「校内外の研修成果の積極的な活用について」	小88.2% 中91.3% (令和元年度)	小100% 中100% (令和8年度)

課題を抱える児童生徒の社会自立に向けた支援体制の充実

12	不登校児童生徒のうち、登校復帰または学びの場へ繋がった児童生徒の割合	未実施	60% (令和8年度)
----	------------------------------------	-----	----------------

共生社会の形成を目指したインクルーシブ教育の推進

13	個別の支援計画作成の割合	未実施	100% (令和8年度)
----	--------------	-----	-----------------

第4章第2節 社会教育

社会教育の推進と生涯学習の振興

1	リーダーバンク制度の活用数の増加(年間)	5回 (令和元年度)	100回 (令和8年度)
---	----------------------	---------------	-----------------

(参考)市では、47の単位子ども会育成会があります。

市立図書館活用の推進

2	図書館サービスの充実(年間貸出冊数)	205,532冊 (令和元年度)	280,000冊 (令和8年度)
3	公民館を活用した研修会・講座の増加(年間利用者数)	122,792人 (令和元年度)	140,000人 (令和8年度)

(参考)図書館の蔵書冊数は、約21万冊です。

中央公民館をはじめ、各地域及び地区公民館(8館)において、各種講座を開設しています。

第4章第3節 スポーツ振興

4	体育施設年間利用者数の増加	120,800人 (令和元年度)	200,000人 (令和8年度)
---	---------------	---------------------	---------------------

(参考) 教育委員会所管施設は、令和3年度では総合体育館をはじめ、野球場、陸上競技場、屋内運動場、テニスコートなど体育施設は15箇所ありましたが、組織改編により多くが市長部局に移管され、令和4年度では、城辺陸上競技場、砂川地区体育館、砂川地区武道場、砂川地区屋外運動場の4箇所となりました。上記目標は、市長部局と連携しつつ、15箇所における利用者増を図ることとします。

第4章第4節 文化振興

文化活動の充実強化

5	文化ホール(マティダ市民劇場)入場者数の増加	40,166人 (令和元年度)	42,170人 (令和8年度)
---	------------------------	--------------------	--------------------

(参考) 令和元年度の利用件数は135件です。

文化財の保存と活用

6	綾道・歴史文化ロードコースの策定	10コース (令和3年度)	15コース (令和8年度)
---	------------------	------------------	------------------

(参考) 現在、「砂川・友利」「平良北」「下地・来間」「新里・宮国」「戦争遺跡」「伊良部島」「城辺東・北」「平良南/松原・久貝」「四島・西辺」「下地・野原」の10コースが策定されています。

博物館活動の推進

7	総合博物館の入館者数の増加	19,680人 (令和元年度)	22,000人 (令和8年度)
---	---------------	--------------------	--------------------

(参考) 常設展示のほか特別企画展や子ども博物館を開催しています。

資料編

資料編1 宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）について（諮問）

宮教総第 624 号

令和3年10月6日

宮古島市教育ビジョン

検討委員会 殿

宮古島市教育委員会

教育長 大城 裕子

第3次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）について（諮問）

みだしのことについて、宮古島市総合計画の下、宮古島市教育委員会の事業施策展開に向け、宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）検討委員会設置要綱（平成23年宮古島市教委訓令第7号）に基づき、基本計画についての意見を頂きたく、ご審議のうえ、答申下さるようお願い申し上げます。

資料編2 宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）について（答申）

宮教ビ検委第1号
令和4年2月25日

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子 殿

宮古島市教育ビジョン検討委員会
委員長 平良 善信

第3次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）について（答申）

令和3年10月6日付、宮教総第624号により、諮問のあったみだしのことについて、下記の意見を付して別添のとおり答申します。

記

第3次宮古島市教育ビジョンが着実に実行される計画となるよう、教育委員会全体で取り組むとともに、市民への周知を図られるよう要望します。

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市附属機関設置条例（令和元年宮古島市条例第28号）第3条の規定に基づき、宮古島市教育ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、宮古島市教育ビジョンの策定に向けて、次に掲げることを検討する。

- (1) 本市教育の基本方針に関すること。
- (2) 本市教育の振興に関すること。
- (3) 本市の子ども像に関すること。
- (4) その他教育ビジョンに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 教育関係者
- (3) 地域関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、宮古島市教育ビジョンの策定までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって選出し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 委員会に専門の事項を調査・検討させるため、部会を置く。

- 2 部会は、学校教育部会及び社会教育部会とする。
- 3 委員は、いずれかの部会に属するものとする。
- 4 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長は、部会に属する委員の中から互選し、副部会長は、部会長が指名する。
- 6 部会長は、部会の会務を総理する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第7条 委員会の庶務を処理するため、教育委員会教育部教育総務課に事務局を置く。

2 事務局員は、教育委員会教育部教育総務課の職員をもって充てる。

(部会の事務局)

第8条 部会の庶務を処理するため、教育委員会事務局内に次の各号に掲げる部会の事務局をそれぞれ当該各号に定める課に置く。

(1) 学校教育部会の事務局 学校教育課

(2) 社会教育部会の事務局 生涯学習振興課

2 事務局員は、それぞれの課の職員をもって充てる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

資料編4 宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）検討委員会名簿

番号	区分	所属	役職	氏名
1	社会教育部会	宮古島商工会議所	副会頭	根路銘 康文
2		宮古島市子ども会育成連絡協議会	会長	奈良 俊一郎
3		宮古島市スポーツ協会	専務理事	宮國 敏弘
4		宮古島市文化協会	会長	饒平名 和枝
5		宮古地区婦人連合会	副会長	本永 安子
6		宮古島警察署生活安全課	課長	久高 国広
7		宮古島市社会教育委員	副議長	島尻 郁子
8	学校教育部会	宮古島市教育研究所	所長	平良 善信
9		宮古地区県立学校長会	会長	金城 透
10		幼保連携型認定こども園	園長	仲田 友実
11		宮古地区小学校校長会	会長	与那覇 淳
12		宮古地区中学校校長会	会長	宮國 幸夫
13		宮古地区PTA連合会	会長	上地 庸一
14		合同会社 COCONET (発達支援ルーム すたーとる)	代表	砂川 珠美